

議案第54号

離婚後共同親権制度の施行に伴う共同養育支援体制の整備を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和8年6月30日

提出者 目黒区議会議員

川 原 のぶあき

吉 野 正 人

山 本 ひ ろ こ

岸 大 介

山 村 ま い

松 嶋 祐 一 郎

小 林 か な こ

佐 藤 ゆ た か

離婚後共同親権制度の施行に伴う共同養育支援体制の整備を求める意見書

離婚後共同親権制度が令和8年4月1日に施行され、離婚後の父母双方を親権者として定めることが可能となり、また、子どもの権利の尊重や養育環境の安定など、父母が子どもを養育する責務を負うことが明確化されたことから、本制度は、子どもの利益のためにも重要な意義を有するものである。

一方で、父母間の関係が不安定な家庭においては、協議の継続や円滑な親子交流の実施が困難となる場合も少なくなく、子どもに過度な心理的負担が生じるおそれがある。このため、安全・安心に親子交流を支える公的な面会交流支援や相談支援体制の整備が不可欠である。

しかしながら、専門的な人材の不足や地域間格差により、子どもの意見表明権を含めた支援体制は十分とは言えず、自治体単独での対応には限界があることから、国が主導的役割を果たす必要がある。

よって、目黒区議会は子どもが居住地にかかわらず安全・安心に親子交流を行うことができる環境を整備するため、国において下記事項を措置されるよう強く要望する。

記

- 1 全国の子どもたちが安全・安心に親子交流を行えるよう、国が先導役となり、公益社団法人家庭問題情報センター（F P I C）、臨床心理士会、社会福祉士会、弁護士会、日本司法支援センター（法テラス）等の関係機関と連携して専門人材の育成・確保を推進し、全国単位での確固たる面会交流支援体制を確立すること。
- 2 子ども意見表明権を実質的に保障するため、家庭裁判所調査官等の人的体制の強化および子どもの手続きを支える支援制度の拡充を図ること。
- 3 離婚後共同親権制度施行に伴い当事者支援を行っている自治体に対し、財政支援を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月30日

目黒区議会議長 西村 ちほ

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
内閣府特命担当大臣（こども政策）		
総務大臣		
法務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		